

写



事 務 連 絡
令和元年 11 月 21 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課

「ジェネリック医薬品添付文書新記載要領 説明資料」について」
の送付について（情報提供）

医療用医薬品の添付文書等の記載要領については、「医療用医薬品の添付文書等の記載要領について」（平成 29 年 6 月 8 日付け薬生発 0608 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）及び「ワクチン類等の添付文書等の記載要領について」（平成 29 年 12 月 27 日付け薬生発 1227 第 7 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）により改正され、平成 31 年 4 月 1 日より適用されているところです。また、日本製薬工業協会医薬品評価委員会にて、改正後の記載要領に基づく添付文書のポイントがとりまとめられており、「「医療用医薬品添付文書新記載要領 説明資料」について」の送付について（情報提供）」（平成 31 年 3 月 15 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課事務連絡）により情報提供したところです。

今般、日本ジェネリック製薬協会安全性委員会にて、別添の「「ジェネリック医薬品添付文書新記載要領 説明資料」について」が作成されましたので、業務の御参考までに送付いたします。

なお、改正後の記載要領の概要及び主な改正点と記載事例については、厚生労働省医薬・生活衛生局発行の医薬品・医療機器等安全性情報 344 号（平成 29 年 6 月発行）及び同 360 号（平成 31 年 2 月発行）に掲載しておりますので、あわせて御参照ください。

これらにつきましては、以下の URL にも掲載されておりますので、貴管下関係者への周知につき御配慮いただけますようお願いします。

(関連資料及び掲載 URL)

ジェネリック医薬品添付文書新記載要領 説明資料

<https://www.jga.gr.jp/medical/document.html>

医療用医薬品添付文書新記載要領 説明資料

<http://www.jpma.or.jp/medicine/shinyaku/tiken/allotment/descriptions.html>

医薬品・医療機器等安全性情報 344 号、360 号

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000083859.html>

令和元年 11 月 18 日

厚生労働省 医薬・生活衛生局
医薬安全対策課長
関野 秀人 殿

日本ジェネリック製薬協会
安全性委員会
委員長 大野 公嗣

「ジェネリック医薬品添付文書新記載要領 説明資料」について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

日本ジェネリック製薬協会 安全性委員会では、医療用医薬品の添付文書新記載要領に対するジェネリック医薬品特有の内容の理解を深めていただくための一助として、日本製薬工業協会 医薬品評価委員会 ファーマコビジランス部会にもご協力頂き、作成致しました「ジェネリック医薬品添付文書新記載要領 説明資料」を、日本ジェネリック製薬協会のホームページに掲載いたしましたので、ご連絡申し上げます。

<https://www.jga.gr.jp/medical/document.html>

以上

ジェネリック医薬品添付文書記載要領 説明資料について

「医療用医薬品の添付文書等の記載要領について」（平成 29 年 6 月 8 日付薬生発 0608 第 1 号 厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）及び「医療用医薬品の添付文書等の記載要領の留意事項について」（同日付 薬生安発 0608 第 1 号 厚生労働省医薬・生活衛生局安全対策課長通知）が、2019 年 4 月 1 日より施行されました。

更に、ジェネリック医薬品の添付文書における情報提供の充実を求める通知「後発医薬品の添付文書等における情報提供の充実について」（平成 30 年 4 月 13 日付 薬生薬審発 0413 第 2 号・薬生安発 0413 第 1 号 厚生労働省 医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長・医薬安全対策課長連名通知）により、ジェネリック医薬品の添付文書については、「使用上の注意」、「取扱い上の注意」の記載に加えて、医療用医薬品の使用に際して重要な情報となる「16. 薬物動態」、「17. 臨床成績」、「18. 薬効薬理」の記載についても先発医薬品と原則として同等の情報提供を行うこととされました。

日本ジェネリック製薬協会 安全性委員会では、社内外関係者にジェネリック医薬品添付文書特有の事項についても理解を深めていただくために、日本製薬工業協会 医薬品評価委員会 PV 部会および厚生労働省 医薬・生活衛生局 医薬安全対策課にもご協力をいただき、ジェネリック医薬品添付文書新記載要領におけるジェネリック医薬品特有の記載内容に関する説明資料を作成致しました。

本資料は、日本ジェネリック製薬協会のホームページの下記 URL にて掲載しております（「医療関係者ですか」のページを経て掲載サイトに入ります）。

<https://www.jga.gr.jp/medical/document.html>

なお、今回の医療用医薬品添付文書の新記載要領に関する全体的な解説資料は、日本製薬工業協会作成の下記 URL の「医療用医薬品添付文書新記載要領 説明資料」をご参照ください。

<http://www.jpma.or.jp/medicine/shinyaku/tiken/allotment/descriptions.html>

主な改正内容

1. 「使用上の注意」、「取扱い上の注意」は、原則、先発医薬品と同一となります。
2. 「薬物動態」、「臨床成績」、「薬効薬理」は、原則、先発医薬品と同等となります。
3. 「生物学的同等性試験」には、対照薬剤の販売名等を記載します。
4. 「取扱い上の注意」から安定性試験結果を削除します。
5. 2024年3月未だに、すべての添付文書が新記載要領に基づいたものとなり、公開されます。

本資料2～3ページ目に、新記載要領添付文書イメージ（ジェネリック医薬品のみ規定された記載事項）を示します。また、主な改正内容について解説します。

1. 「使用上の注意」、「取扱い上の注意」は、原則、先発医薬品と同一
平成29年6月8日付け 厚生省0608第1号「医療用医薬品の添付文書等の記載要領について」にて、「後発医薬品及びバイオ後継品の「使用上の注意」及び「取扱い上の注意」の記載は、原則として、それぞれ先発医薬品及び先行バイオ医薬品と同一とすること。」とされました。

例えば「重大な副作用」で、先発医薬品で頻度の記載がある副作用は、これまでの頻度不明から先発医薬品と同様の頻度の記載となります。また、これまで頻度不明であった「その他の副作用」が、先発医薬品と同様に頻度分けされた記載に変わります。

しかし、製剤的工夫を施したジェネリック医薬品も存在することから、「ただし、製剤の違いによって異なる記載とすることがある場合はこの限りではない。」とされており、全てのジェネリック医薬品の「使用上の注意」、「取扱い上の注意」が、先発医薬品の「使用上の注意」、「取扱い上の注意」と同一になるとは限りません。

平成31年1月17日付 厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課 事務連絡「医療用医薬品の添付文書等の記載要領に関する質疑応答集（Q&A）」について、「製剤の違いによって異なる記載とすることがある場合」の具体的な事例が示されています。

- ・ 剤形が異なる場合
- ・ 添加剤に起因する過敏症に関する注意喚起を行う場合
- ・ 当該医薬品を用いた安定性試験のデータに基づき開封後又は溶解後の保存方法を記載する場合
- ・ 溶解液の添付の有無が異なる場合

2. 「薬物動態」、「臨床成績」、「薬効薬理」は、原則、先発医薬品と同等

平成30年4月13日付け 厚生省0413第2号、薬生安発0413第1号「後発医薬品の添付文書等における情報提供の充実について」（要約）公表文書、PMDAホームページに掲載されている審査報告書又は申請資料概要等の公表されている情報に基づき、先発医薬品の添付文書等に記載されている「16. 薬物動態」、「17. 臨床成績」及び「18. 薬効薬理」と同等の情報提供を行うこととされました。すなわち、ジェネリック医薬品の添付文書の「薬物動態」、「臨床成績」、「薬効薬理」の項については、公表されている先発医薬品の「公表文書」、「申請資料概要」、「審査報告書」等の資料から引用して作成することが求められています。

なお、平成30年4月13日付け「後発医薬品の添付文書等における情報提供の充実に関する情報提供」とは、平成30年4月13日付け「後発医薬品の添付文書等における情報提供の充実に関する御意見募集の結果について」にて、「先発医薬品と同じレベルの情報提供を後発医薬品の添付文書において行うことであり、同程度の内容、範囲の情報提供を行うこととする。必ずしも完全に同一の内容、範囲を求めものではありませんが、同一となつても差し支えありません」との考え方が示されています。つまり、公表資料に基づき当該項目を作成した結果、同じ情報に基づき記載でもあるため、先発医薬品と同一記載になる場合もあります。

これによって、ジェネリック医薬品の添付文書には、これまで記載することができなかった「臨床成績」、「注射薬の「薬物動態」の記載が可能となり、「薬効薬理」についても先発と同等の情報提供を行うことができるようになりました。

(4ページ目に続く)

3. 「生物学的同等性試験」の記載方法を変更

ヒトにおける生物学的同等性試験の結果がある場合には、「16.1 血中濃度」に記載します。この際、対照薬剤である先発医薬品の販売名**を記します。記載イメージを以下に示します。なお、ヒトにおける生物学的同等性試験の結果がない場合には、従前の通り、試験結果を記載しません。また、「含重が異なる経口固形製剤の生物学的同等性試験ガイドライン」（平成24年2月29日付け薬食審査発0229第10号）に基づき同等性試験を実施している場合には、「16.8 その他」にその結果を記載します。

*：「医薬品の製造又は輸入の承認申請に際し添付すべき資料の取扱い等」（昭和55年5月30日付け薬審第718号）、並びにそれに準じて発出された生物学的同等性試験に関する各通知及びガイドラインに基づき実施された試験データ

**：平成29年6月8日付 厚生省0608第1号「医療用医薬品の添付文書等の記載要領の留意事項について」

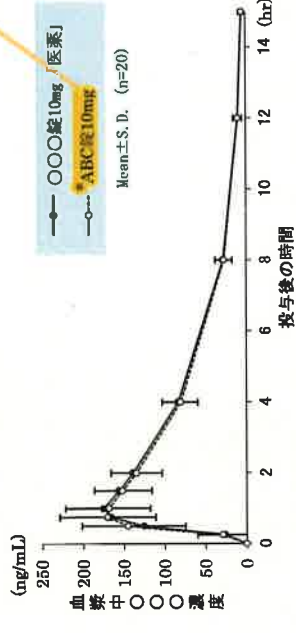
- 生物学的同等性試験結果の記載イメージ -

16.1 血中濃度

〇〇〇錠10mg「医薬品」とABC錠10mg（先発医薬品の販売名を記載します）を、2剤2期のクロスオーバー法によりそれぞれ1錠(〇〇として10mg)健康成人男子に絶食単回経口投与してHPLC法にて血漿中未変化体濃度を測定し、得られた薬物動態パラメータ(AUC、Cmax)について90%信頼区間法にて統計解析を行った結果、 $\log(0.80) \sim \log(1.25)$ の範囲内であり、両剤の生物学的同等性が確認された。

	AUC _{0-15hr} (ng・hr/mL)	Cmax (ng/mL)	Tmax(hr)	t _{1/2} (hr)
〇〇〇錠 10mg「医薬品」	802.0± 186.4	193.2±43.2	1.0±0.4	2.7±0.4
*ABC錠 10mg	782.7± 210.0	185.0±49.8	1.0±0.4	2.7±0.4

*従来は、「標準製剤」と記載していましたが、新記載要領では、具体的な先発医薬品の販売名を記載します。



血漿中濃度並びにAUC、Cmax等のパラメータは、被験者の選択、体液の採取回数・時間等の試験条件によって異なる可能性がある。

4. 「取扱い上の注意」から安定性試験結果を削除

これまで平成18年3月24日付け薬食安発第0324006号「後発医薬品に係る情報提供の充実について」に基づき「取扱い上の注意」に記載してきた製剤の安定性試験結果は、添付文書から削除することになりました。なお、同情報は、インタビュアーフォームへ記載されます。

5. 新記載要領に対応した添付文書の公開時期について

新記載要領に関する通知に基づいて、改訂準備ができたものから順次、新記載要領に対応した添付文書がPMDAホームページ上に掲載され、2024年3月未だにそのすべてが公開されます。

新記載要領 添付文書イメージ

(ジェネリック医薬品のみ規定された記載事項)

